

四会連携運営会議の取組

四会連携運営会議（事務局：県社会福祉協議会）
(県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会)

事例の概要

- 矯正施設出所者だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援につなげる
ことが重要です。
- 起訴猶予者等への支援に向け、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の4団体が連携し、平成27年6月から四会連携運営会議を設置しました。四会連携運営会議では、その支援あり方について協議を行うとともに、その協議を基に、司法と福祉の職種を超えた研修等次のような取組を行っています。

研修等実施の例

◇出所者の住まいの問題について考える

出所後、保証人不在や生活環境状態の悪化等により“住まい”的問題に直面することが多くあります。県内の支援の実態や民間住宅・施設の取組等、事例に基づいてお話しいただき、住まいの問題についての知識の習得や今後のあり方を深めるために研修会を開催しました。



◇支援事例から職種間の連携を深める

司法関係者、福祉関係者、地域住民、行政、一人を支えるためには多くの関係者の共通認識必要です。罪を犯された方にどうして支援が必要なのか、どのように伴走支援していくことが求められるのか、司法手続きの基礎や支援事例をお話しいただき、職種間の連携を深めることを目的に研修会を開催しました。



◇法廷傍聴企画～刑事裁判を見てみよう～

福祉専門職を主な対象とし、実際の法廷を傍聴していただくことにより、起訴猶予者等への福祉的支援を行うための理解を深めていただくことなどを目的に開催しました。